（郵便保険会社の子会社対象会社を子会社とすることについての認可の申請）

第十八条　郵便保険会社は、法第百三十九条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第二項後段又は第四項の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。

［一～三　略］

四　当該認可に係る子会社対象会社に関する次に掲げる書類

イ　［略］

ロ　業務の内容（当該認可に係る子会社対象会社が保険業法第百六条第一項第十六号に掲げる会社（第二十八条第一項第七号及び第九号において「保険業高度化等会社」という。）である場合には、業務の内容及び当該業務を遂行する体制）を記載した書類

［八・二　略］

五　当該認可に係る子会社対象会社を子会社とすることにより、郵便保険会社又はその子会社が国内の会社（保険業法第百七条第一項に規定する国内の会社をいう。第二十二条から第二十八条までにおいて同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数（同項に規定する基準議決権数をいう。第二十二条から第二十八条までにおいて同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六　その他金融庁長官及び総務大臣が法第百三十九条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第二項後段又は第四項の認可に係る審査をするため必要と認める事項を記載した書類

2　［略］

（郵便保険会社の事業の譲渡又は譲受けの認可の申請）

第二十二条　郵便保険会社は、法第百四十一条第三項の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。

［一～七　略］

八　当該事業の譲受けにより郵便保険会社が特定子会社対象会社（保険業法第百六条第一項第三号から第七号まで又は第九号から第十八号までに掲げる会社をいう。次条第一項第九号及び第二十四条第一項第十一号において同じ。）を子会社とする場合には、当該特定子会社対象会社に関する第十八条第一項第四号イからニまでに掲げる書類

九　［略］

十　その他金融庁長官及び総務大臣が法第百四十一条第三項の認可に係る審査をするため必要と認める事項を記載した書類

2　［略］

（郵便保険会社の届出事項）

第二十七条　法第百四十九条第一項第七号に規定する内閣府令・総務省令で定める処分は、次に掲げる処分とする。

一　保険業法第八条第一項の認可

二　保険業法第百条の三ただし書、第百六条第八項若しくは第十四項若しくは第百七条第二項ただし書又は保険業法施行規則第四十八条の三第二項ただし書若しくは第四十八条の五第二項ただし書の承認

三　保険業法第百六条第十項、第百三十三条又は第百三十四条の規定による処分

四　保険業法第百三十一条、第二百四十条の三又は第二百四十一条第一項の規定による命令

五　預金保険法第百二十六条の二第一項の認定

（郵便保険会社の子会社対象会社を子会社とすることについての認可の申請）

第十八条　郵便保険会社は、法第百三十九条第一項（同条第三項で準用する場合を含む。）、第二項後段又は第四項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。

［一～三　同上］

四　［同上］

イ　［同上］

ロ　業務の内容（当該認可に係る子会社対象会社が保険業法第百六条第一項第十三号の二に掲げる会社（第二十八条第一項第十号及び第十二号において「保険業高度化等会社」という。）である場合には、業務の内容及び当該業務を遂行する体制）を記載した書類

［八・二　同上］

五　当該認可に係る子会社対象会社を子会社とすることにより、郵便保険会社又はその子会社が国内の会社（保険業法第百七条第一項に規定する国内の会社をいう。第二十二条から第二十八条までにおいて同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数（保険業法第百七条第一項に規定する基準議決権数をいう。第二十二条から第二十八条までにおいて同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六　その他金融庁長官及び総務大臣が法第百三十九条第一項（同条第三項で準用する場合を含む。）、第二項後段又は第四項の規定による認可に係る審査をするため必要と認める事項を記載した書類

2　［同上］

（郵便保険会社の事業の譲渡又は譲受けの認可の申請）

第二十二条　郵便保険会社は、法第百四十一条第三項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。

［一～七　同上］

八　当該事業の譲受けにより郵便保険会社が特定子会社対象会社（保険業法第百六条第一項第三号から第七号まで又は第九号から第十五号までに掲げる会社をいう。以下この号、次条第一項第九号及び第二十四条第一項第十一号において同じ。）を子会社とする場合には、当該特定子会社対象会社に関する第十八条第一項第四号イからニまでに掲げる書類

九　［同上］

十　その他金融庁長官及び総務大臣が法第百四十一条第三項の規定による認可に係る審査をするため必要と認める事項を記載した書類

2　［同上］

（郵便保険会社の届出事項）

第二十七条　［同上］

一　保険業法第八条第一項の規定による認可

二　保険業法第百条の三ただし書、第百六条第五項若しくは第百七条第二項ただし書又は保険業法施行規則第四十八条の三第二項ただし書若しくは第四十八条の五第二項ただし書の規定による承認

三　保険業法第百三十一条、第二百四十条の三又は第二百四十一条第一項の規定による命令

四　保険業法第百三十三条又は第百三十四条の規定による処分

五　預金保険法第百二十六条の二第一項の規定による認定